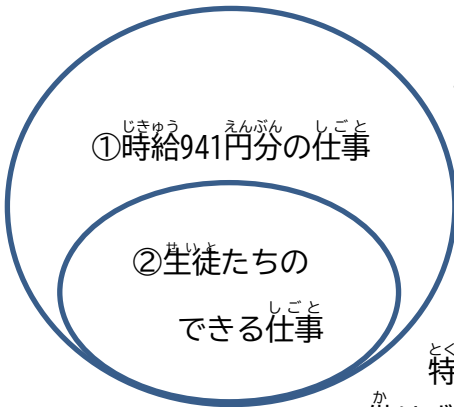


進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和5年10月26日(木)
第21号

◆『時給941円(福岡県最低賃金 R5年10月現在)』が持つ意味◆



3年生の卒業後の雇用について、企業や障害福祉サービス事業所に伺った時、「雇用として時給941円を支払う。」というこの意味を考えてほしいということを度々言われます。大きな円①が、時給941円分の仕事とすると、本校の生徒たちが実習先で仕事させていただいている仕事内容や仕事量は、小さな円②に相当するようです。というのも、「産業現場等における実習で、実習先が実習生のために特別に職員を雇用しているわけではなく、あくまでも人の手を借りず、一人で仕事ができることが前提として実習を受けています。」

とのことでした。企業や障害福祉サービス事業の就労継続支援事業所としては、職員がつかなくても、一人で色々な仕事ができることを望んでいるようです。

働くとは何だろう。時給941円を稼ぐことの意味をもう一度見つめなおしてみませんか。時給941円いただくということは、

「一人で 時間いっぱい 色々な仕事が しっかりできる」 ことです。

本校生徒の就労実習の指導支援をするためだけに、職員を雇用している実習先はありません。

◆就労が続かない理由◆

産業現場等における実習で、お世話になっている障害福祉サービス事業所の方が、就労が続かなかった理由を利用者の方々から聞いた話として、

- ・就労に対して不安があったが、他の人から就職するように勧められた。
- ・就職先の仕事内容は、あまり好きではなかったが、他の人から勧められ就職した。
- ・ゲームや携帯電話のしすぎで、生活が乱れ働きに行くことができなくなった。
- ・異性関係に夢中になって、生活が乱れ、仕事がおろそかになった。

などがあり、簡単にまとめてみると、

決定!

『自己選択や自己決定ができていない』

『生活の乱れ』

が主な理由として挙げられていました。

何事もそうですが、生活という土台をしっかりと固め、本人の気持ちをどのように大切にしていくか、また規則正しい生活をしながらモチベーションをどのようにして上げていくかが、就労を続けるうえのキーポイントとなりそうです。

